

県本部各部課長 殿  
県下各警察署長

原	議	永	年	保	存
共	00	00	10	31	5年

宮本規第1035号  
宮本情第502号  
平成22年4月19日  
宮城県警察本部長

宮城県警察高齢運転者等専用駐車区間標章管理システム運用要領の制定について（通達）

宮城県警察高齢運転者等専用駐車区間標章管理システム運用要領を別添のとおり制定し、平成22年4月19日から施行することとしたので、事務処理上誤りのないようになされたい。

## 宮城県警察高齢運転者等専用駐車区間標章管理システム運用要領

### 1 趣旨

この要領は、宮城県警察高齢運転者等専用駐車区間標章管理システム（以下「本システム」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

### 2 基本構成

本システムは、総務部情報管理課に設置する電子計算機及びこれとデータ伝送回線を介して接続する端末装置のうち、「宮城県警察情報管理システム運用管理要綱の改正について（通達）」（平成21年9月30日付け宮本情第829号。以下「システム運用管理要綱」という。）第1-5に規定するシステム総括責任者が5-(1)に規定する業務運用管理責任者と協議して定めた端末装置及びこれらの用に供するプログラムにより構成する。

### 3 定義

この要領における用語の意義は、システム運用管理要綱第1-2に定めるものとする。

### 4 運用所属等

#### (1) 運用所属

本システムを運用する所属は、交通部交通規制課（以下「交通規制課」という。）及び警察署とする。

#### (2) 業務主管所属

本システムの業務主管所属は、交通規制課とする。

### 5 運用体制

本システムの運用体制は、「宮城県警察情報管理システム運用要領の改正について（通達）」（平成21年9月30日付け宮本情第830号。以下「システム要領」という。）第3の規定に準拠するほか、次に定める者を置く。

#### (1) 業務運用管理責任者

ア 業務主管所属に業務運用管理責任者を置き、交通部交通規制課長をもって充てる。

イ 業務運用管理責任者は、本システムの運用に関する事務を掌理する。

#### (2) 業務運用管理副責任者

ア 業務主管所属に業務運用管理副責任者を置き、交通規制課次長をもって充てる。

イ 業務運用管理副責任者は、業務運用管理責任者を補佐する。

#### (3) 取扱責任者

システム要領第3-5に規定する取扱責任者は、警察署の交通課長又は交通第一課長をもって充てる。

### 6 業務概要

本システムにより行う業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 標章登録業務  
高齢運転者等専用駐車区間標章（以下「標章」という。）の申請内容のデータ（以下「登録データ」という。）の登録及び標章の作成
- (2) 交付簿印刷業務  
登録データによる標章の交付簿の作成
- (3) 標章照会・修正・返納業務  
登録データの照会及び修正並びに返納の登録
- (4) 車両照会業務  
登録データによる車両の照会

## 7 アクセス管理

本システムのアクセス管理は、システム運用管理要綱第4の規定に基づき行うものとする。

## 8 運用時間

本システムは、保守等のため運用を停止する必要がある場合を除き24時間運用とする。

## 9 出力資料の保管管理

本システムによる出力資料は、システム運用管理要綱第3-3その他関係規定の定めるところにより管理するものとする。

## 10 業務指導

業務運用管理責任者は、本システムを適正かつ効率的に運用するため必要に応じ利用者に対する業務指導を行うものとする。

## 11 セキュリティ対策

本システムの運用に伴う情報セキュリティ対策については、宮城県警察情報セキュリティに関する訓令（平成16年宮城県警察本部訓令第16号）に基づくものとする。

## 12 その他

この要領に定めるもののほか、本システムの運用に関し必要な細目的事項は、交通部長が別に定める。